

**令和6年第1回七戸町議会定例会  
会議録（第4号）**

令和6年3月8日（金） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分事項の報告について  
(七戸町手数料条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 4 議案第17号 七戸町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第18号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第19号 七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第20号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第21号 七戸町文化交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第22号 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第24号 七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第25号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第26号 七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第27号 七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第28号 七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第29号 七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第30号 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第31号 七戸町就業改善センター設置条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第32号 七戸町十和田区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第33号 工事請負変更契約の締結について  
( (仮称) 七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事 )
- 日程第21 議案第34号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について  
( 七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定 )
- 日程第22 議案第35号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について  
( 七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定 )
- 日程第23 議案第36号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第24 議案第37号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について  
( 七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター ( 農産物加工開発研修センター ) )
- 日程第25 議案第 1号 令和5年度七戸町一般会計補正予算 ( 第12号 )
- 日程第26 議案第 2号 令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第4号 )
- 日程第27 議案第 3号 令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第4号 )
- 日程第28 議案第 4号 令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算 ( 第4号 )
- 日程第29 議案第 5号 令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 ( 第1号 )
- 日程第30 議案第 6号 令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第4号 )
- 日程第31 議案第 7号 令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第4号 )
- 日程第32 議案第 8号 令和5年度七戸町水道事業会計補正予算 ( 第5号 )
- 日程第33 予算審査特別委員会審査報告
- |   |                              |
|---|------------------------------|
| { | 議案第 9号 令和6年度七戸町一般会計予算        |
|   | 議案第10号 令和6年度七戸町国民健康保険特別会計予算  |
|   | 議案第11号 令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |

議案第12号	令和6年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第13号	令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
議案第14号	令和6年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
議案第15号	令和6年度七戸町水道事業会計予算
議案第16号	令和6年度七戸町下水道事業会計予算

日程第34 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第35 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
追加日程第1 議案第38号 令和5年度七戸町一般会計補正予算（第13号）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	疍清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		13番	三上正二君
	12番	田嶋輝雄君			

○欠席議員（1名）

14番 田島政義君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	総務課長	仁和圭昭君
支所長 (兼庶務課長)	相馬和徳君	企画調整課長	金見勝弘君
財政課長	附田敬吾君	税務課長	西野勝夫君
町民課長	高田博範君	保健福祉課長	井上健君
介護高齢課長	三上義也君	こどもみらい課長	佐々木和博君
会計管理者 (兼会計課長)	高田美由紀君	商工観光課長	鳥谷部慎一郎君
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
上下水道課長	町屋淳一君	教育長	附田道大君

学務課長	附田良亮君	生涯学習課長	田中健一君 (兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)
世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	澤山晶男君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

---

○会議を傍聴した者（3名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。  
したがって、令和6年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
これより3月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第1号

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

---

○日程第2 報告第2号

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第3 報告第3号

○議長(附田俊仁君) 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について(七戸町手数料条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第4 議案第17号

○議長(附田俊仁君) 日程第4 議案第17号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第5 議案第18号

○議長(附田俊仁君) 日程第5 議案第18号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番(中野正章君) これは、まず、年額5,000円を日額5,000円ということで、これまでこの実施隊になっている人には年5,000円、1回出れば2,000円、年に2回、3回出ます。1回当たり、1時間のときもあれば半日のときもある。それで2,000円は安いのではないかという意見も前に出ていました。特殊技能ということもあって。今回、年額はなしで日額5,000円ということで、これ例えば、年に2回出れば、今までだと5,000円プラス2,000円掛ける2,000円で9,000円。今回は5,000円掛ける2の1万円。1,000円上がったということなわけですけれども、時間的には、それによって1回当たりの時間が、例えば2,000円から5,000円に上がったので時間が増えるということはありませんか。

○議長(附田俊仁君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

こちらの条例の改正につきましては、猟友会、いわゆる実施隊、これイコールでございますが、皆さんも御存知のとおり、昨年、熊の出没が大変、回数も多かったということもございまして、その費用の部分の対価という部分で、昨年度までは実施隊の方々、電話かけてもなかなか、皆さん仕事をしているという部分もございまして、さあ来てくださいと言ってすぐ来られるようなものでもございませぬし、ある程度、出動の対価として、費用のほうを今回上げているということではございませぬけれども、昨年度まではどちらかというと、費用の部分から言いますと、ボランティア活動的な要素の経費というふうな感覚でしたが、昨年はたまたま、七戸町で人的被害とかそういう部分はございませぬでしたけれども、他市町村ではそのような事例が発生してございませぬ。そのような事態にならないためにも、町では活動しやすい体制、もしくはその対価として、ある程度保証しなければならぬということで、今回、このように条例のほうを改正させていただきたいと思っております。

ざいます。

質問の、出たことに対して、1回出れば半日でも5,000円ということで、一応考えてございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） もう一つあるのが、結局、出ない人もあるわけです。実施隊員だけでも、1年に1回も出ない人。今までは、まず5,000円できたわけです。実施隊員は、1年に2回ほど射撃場へ行って、技術が衰えないようにやらなければいけないというのもあったりして、それなりに経費も努力もかけられて、たまたま出られないとか。今回こういうふうになると、そういう人には何もなくなるというのもあります。そういうのも今後、考慮していただければと思います。答弁は、ありません。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 関連の中で質問させていただきますけれども、猟友会の人から言われましたので、私も実際鉄砲撃ったことがないので、なかなかその辺のところは実態として分からないということで、本人に聞きました。といいますと、まず聞きますけれども、今、七戸地区と天間林地区で何人いるのですか。

○議長（附田俊仁君） 会員の数ということですか。

農林課長。

○農林課長（原子保幸君） それぞれ、高齢化に伴って人数もかなり少なくなってきておりますが、七戸地区で20人、天間地区で15人ほどおります。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） そこで伺いますけれども、先ほど課長のほうから、熊の出没の回数が多いということであれば、それなりにこれからしっかりとした対応をしなければならぬわけですが、先ほど人的被害ということも考えたときに、役場としてこういった方々には、保険というのはかけているのでしょうか。これがまず1点ですので、とりあえずそれを聞きます。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） 猟友会の活動の中で、保険は当然かけてございます。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 要は、今までだと会のほうに5,000円、1回出れば2,000円ということで、そういったことの方へ、今、1日これから日当5,000円としますと、こういうことで、大変いいことなのですけれども、ただ、本人達いわく、やはり鉄砲の玉、これ買うにしても、1ケース25発らしいのですけれども、それなりのまずは金額がかかります。それ1発、25発も打たない限りは全部なくならないとは思いますが、そういった形の中で、まず経費がかかります。

もう一つは、今、そこの現場に行くまでの間に、自分の車で現場で行っていると。そこ

には平坦なところもあれば、山道も様々なところあると。こんなときに、やはり自分の車で行くということは、私はそれなりの、5,000円の中にガソリンも含まれているということであれば、それはそれと認めるところまでいかないけれども、やはりそれなりのまた手当というものを、きちんとしてやっていかなければならないと。

私達でもそうなのですけれども、さあいざと言って、行政から招集かかれば、やはり自分の仕事を投げてまで行かなければならないわけです、要請がかかれば。そういったことを考えたときには、私はこの5,000円というのは果たして、時間的には確かに2時間やら30分で終わるかも分からないです。そういうときもあるかも分からない。けれども危険を伴った形の中で、こういった形で出動するということは、やはりそこにはもっと対価というものを、5,000円のみならず、やはりそれなりに上げてほしいと、私はそう思います。

本来ならば、スポットだったら、もう全然この価格かも。いくらボランティアでも合わないと思うのです。そこのところを考慮した中で、これから少し、もうちょっと対価上げる考えはありませんか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

今年の発生状況を踏まえて、今後、回数が多いとか、いろいろなそういう部分を鑑みまして、今後、検討したいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番。

○13番（三上正二君） これ、今まで要するにボランティアのことで今までやってきたわけです。考え方を換えればいいのです。ボランティアではなくて、被害や、もう熊が続出で、その対価ではないと。とするならば、この費用弁償が高いとか安いとかではなくて、今12番議員が言ったのとだぶるのですけれども、ただ上げてくれではなくて、ボランティアではなくてやるという。これがもう被害が出てきて大変になると、危険性も伴うと。とすれば、その代価が、車代がいいのか何がいいのか分からないです。それは積算してやるべきだと思います。当たり前の業務として。その業務だから、そのとおり100%払えではないのです。考え方としてはそうだと思います。今までただただ、好きで鉄砲打ちやっているから、その人達に頼もうと、要するにボランティアだったのです。でも、今この条項で、これだけ決定、費用弁償発生してこうやるということは、そういう意味ではないでしょう。とするならば、それなりのきちんとした、これはこんだと、どれくらいの時間かかるのかというとすれば、分けるとすれば、半日とか1時とかって分けてもいいかもしれない。いずれにしても、今までの体制と違う考え方を持ってこれを、条例を提案しているはずで。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

今日の新聞にも出ていました。それから、熊のみならず猪と、その被害もかなり増えて

いると。また、頭数も増えているみたいですので、とりあえず、今回はこれで承認していただきながら、やはり全体を調査し、把握し、必要な、やはりしっかりした対応、対策、こういったものを取っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） それでいいと思うのです。だから、一番大事な、これからいろいろな形で、鹿もあれば猪もある、熊もあればいろいろなのが出て来るのです。だから今まで、何回も言うけれども、ボランティアの形でお願いしていたのは、そうではないと。それをベースとなれば、やはりそれだけの金額の、額がどういうふうにして査定するのか、これは別としても、考え方としてそういうふうに行くべきだと思いますので、よろしくをお願いします。答弁いません。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 今改正案は、現状に即した場合、理事者サイドから、それに相応するのではないかという考えの下で提案されたのか、もしくは当事者等から、やはりこのぐらい上げてくれと、その辺が、現状はどのようなのですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

今回のこの金額の設定につきましては、近隣の市町村の状況、例えば十和田市、三沢市の状況を踏まえて、その旅費の部分というか足代も含めた部分で、足並みを揃えた金額で設定してございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第6 議案第19号

○議長（附田俊仁君） 日程第6 議案第19号七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番(町 清悦君) 中野83番地1で木造づくりで一つだけ、B-1ですね、使用料金が、ほかが8,000円でここだけ1万円、高くなっていますけれども、その理由を一つ伺います。

2点目ですけれども、この条例が可決されて、普通財産となるこの教員住宅が、今度、町民が入居申込みして、最短で入れるようになる時期というのはいつになるのか伺います。

○議長(附田俊仁君) 学務課長。

○学務課長(附田良亮君) おはようございます。お答えいたします。

まず、B-1が少し、1万円と割高になっているのは、B-1という区画の住宅だけが一回り大きい住宅で、いわゆる单身というより家族でも住める大きさですということで、料金が高くなっています。

それから、普通財産にした後のことについては、町長部局とも今後について話し合いを進めています。今後も庁内会議等で、当然普通財産ですので、行政として使う見込みがなければ売却という方向なのか、あるいは売るとしてもどんな形で売らなければならないのか、その辺を今後、話し合いで進めていくということになります。

また、先ほど言っていました、普通の方が申し込んで住めるというような話ありましたが、その話し合いの中では、建設課サイドでいくと、町営住宅に関しては供給過多の状態であるので、町営住宅の方向としては必要ないという意見も出ていました。

以上です。

○議長(附田俊仁君) よろしいですか。

ほかに、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第7 議案第20号

○議長（附田俊仁君） 日程第7 議案第20号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第8 議案第21号

○議長（附田俊仁君） 日程第8 議案第21号七戸町文化交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

3番議員。

○3番（山本泰二君） お尋ねします。

この文化交流センターですが、使用実績を伺います。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 3番議員の御質問にお答えいたします。

直近から、ちょっと遡っていきます。令和5年度、利用者数61名、開館日数5日。令和4年度、利用者数61名、開館日数3日。令和3年度、利用者数26名、開館日数が2日。令和2年度、こちらは利用者も開館日数もゼロでございます。元年度は、利用者数が187名、開館日数が6名となっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 差し支えなかったら、どういった団体、あるいは利用者があったかということを教えて・・・。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 令和5年度から令和2年度までは、西野分館のほ

うが使用しての日数と開館日数になります。令和元年度だけ、先ほど言いました187名、開館日数6日となっていますけれども、ここは七戸小学校、天間林小学校が2回の郷土資料を見学に来た日数と人数が入っています。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） ここの利用についてなのですが、文化交流センターということで、基本的には一般に開放されている形と思うのですが、分館使用という形、一般が使うというよりは分館の利用という形になっているようで、今の状況だとなかなか一般が、例えば中にあるものを見学するとか、たしか、ものはありますよね、民具とか。そういう形にはならないかとは思いますが、今後、貝塚の整備もありますけれども、文化交流センターという位置づけであるのであれば、そういう形のほうも、今後、整備していただきたいと思います。要望です。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第9 議案第22号

○議長（附田俊仁君） 日程第9 議案第22号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（澤田公勇君） この施設の使用料については、別にこれとってないのですが、実は、これにちょっと関連でお聞きしたいと思って手を挙げましたけれども、実は、先般まで行われた予算委員会の中でも、国スポの予算計上があって、載っていますけれども、この国スポの実行委員会といますか、その場所的には、どういう場所に設けて、どういうふうに進む予定なのか、よかったら教えてもらいたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

国民スポーツ大会に向けてですけれども、初日に町長の総括説明の際にも若干話がありましたけれども、6年度より特化する室を設けることになっております。令和6年度から教育委員会部局内に国民スポーツ大会推進室というのを設けて、令和8年度に向けて準備をしていくということになります。来年度早々に実行委員会を立ち上げて、作業を進めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第23号

○議長（附田俊仁君） 日程第10 議案第23号七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第11 議案第24号

○議長（附田俊仁君） 日程第11 議案第24号七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第12 議案第25号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 議案第25号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第13 議案第26号

○議長（附田俊仁君） 日程第13 議案第26号七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第14 議案第27号

○議長（附田俊仁君） 日程第14 議案第27号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（呷 清悦君） 計画人口と、それによって計画1日最大汚水量というのが減っているのは理解できますけれども、計画区域面積も減少しているのですけれども、これは対象になる世帯というか、どこかなくなって撤去したということなのか、その辺りを伺います。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） おはようございます。お答えいたします。

まず、考え方としますと、面積が減ったことに伴いまして、人口及び水量が減ったという考え方になります。

この面積の変更につきましては、公共下水道事業天間林地区につきましては、既に整備のほう完了してございます。七戸地区につきましても、令和6年度をもちまして環境整備のほうを終了するわけですが、実際の計画面積から、現在、管渠のほうを整備しているところの箇所、つなぐことができない箇所、もしくは新たに増えたところ、これらを精

査した上で面積が変更になったということになります。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第15 議案第28号

○議長（附田俊仁君） 日程第15 議案第28号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第16 議案第29号

○議長（附田俊仁君） 日程第16 議案第29号七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（**听 清悦君**） 各種手当に、新たに今度、勤勉手当が追加されたということですが、ほかの手当については民間、私もこういった手当はつけていますので理解しやすいのですが、勤勉手当というのが、どういった場合につくのかを伺います。

○議長（**附田俊仁君**） 上下水道課長。

○上下水道課長（**町屋淳一君**） 我々職員もそうですが、6月、12月の賞与において勤勉手当というものがございまして、これを臨時職員さんについても同じく適用するというものでございます。

これまで、勤勉手当どういうものかと言われますと、お答えのほうしにくい部分もございまして、12月議会で、一般職における臨時職員さんの給料改定、これを承認いただいた上で、今回、企業職員に関する臨時職員さんの部分の勤勉手当、12月議会で提案ちょっと漏れておりましたので、今回、提案させていただいたということになります。

詳しい勤勉手当の内容につきましては、ちょっと調べた上でお答えしたいと思います。

○議長（**附田俊仁君**） 総務課長。

○総務課長（**仁和圭昭君**） お答えします。

勤勉手当でございまして、先ほど上下水道課長も言われていましたけれども、賞与の中で勤勉手当というのを設けさせていただいておりますけれども、いわゆる勤務状況、通常の業務として勤勉に勤めていることを称した形で、賞与を与えているということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（**附田俊仁君**） 13番議員。

○13番（**三上正二君**） 今の答弁がおかしいでしょう。どこのものが今までやったからって紙についていたからそのままつけたというのと同じなのです。何が基準で、勤勉って、どうなら勤勉とか、どうなら勤勉ではないのですか。

○議長（**附田俊仁君**） 総務課長。

○総務課長（**仁和圭昭君**） 失礼しました。いわゆる休業とか病休とか、そういう、休んだ日数とか、そこら辺の手当等勘案して支給しているということでございます。

○議長（**附田俊仁君**） 13番議員。

○13番（**三上正二君**） とすれば、要するに学校でいえば皆勤賞みたいなものなのだ、これは、簡単に言えば。とすれば、その基準の休んだ、ゼロではないでしょう。その境はどこなのですか。

例えば、病院で何して、交通事故起こした。軽傷、重傷ってあるでしょう。その境が、29日だと軽傷扱いなのです。30日だと重傷になるのです。行政処分なら全部違うから。それと同じみたいで、その境はどこなのですか。

だって、あなた方はどうやっているの。関連で、もらえるものはただもらっているのですか。そういうことではないでしょう。

○議長（**附田俊仁君**） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

有給休暇、病休、特別休暇等もございますけれども、通常の業務等で30日を超えたところでのラインで境界としております。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 答弁が、おかしくないですか。今答えなかったら、後日と言えばいいのです。

そうではなくて、有給休暇とかそういうのは当たり前、もらえる権利です。これは当たり前の話なのです。それは、勤勉手当とかそうしたものは関係ない話ですから。だから私が言っているのは、勤勉手当は、とすれば、要するに有給休暇を使ったら休むべき日にちをきちんと、後の以外は全部出ているのかと、それがどの程度までいけば勤勉手当になって、どのぐらいなら、会計課長のほうがいいですか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） すみません、事後で報告させていただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第17 議案第30号

○議長（附田俊仁君） 日程第17 議案第30号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第18 議案第31号

○議長（附田俊仁君） 日程第18 議案第31号七戸町就業改善センター設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第19 議案第32号

○議長（附田俊仁君） 日程第19 議案第32号七戸町十和田区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第20 議案第33号

○議長(附田俊仁君) 日程第20 議案第33号工事請負変更契約の締結について  
( (仮称)七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事) を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番(三上正二君) この中で変わったのは、残土捨て場とか除雪工とあってあるのですけれども、こんなに、ここだけしか比較のしようがないのだけれども、本当にこんなに、除雪もしなくても、ただ出せばいいつもりで出しているようにしか見えないのですけれども。というのは、雪が降っていないでしょ。その形でただ出せばいい、雪があったからって、日にち経ったからって、それもねがべと思って。行政だから、役場だから、何ぼでも出せばもらえると思って、出ているのと同じなのです、これは。

○議長(附田俊仁君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中健一君) お答えいたします。

まずは、1点目の残土捨て場整地というものですけれども、当初設計では、受注者側で残土捨て場を探してもらって残土を処分するというので計上しておりましたけれども、これについて建設課のほうから、東側の多目的広場、昨日、特別委員会でも説明しました碎石で整備するというところですが、あそこが低いものですから、うちのほうから出る残土を利用して高くしたいということで、そちらのほうに残土を置いて整地するという作業が追加になったものでございます。

除雪工につきましては、この工事が、当初、昨年12月末で完成する当初の契約でございました。ただ、これが建築工事が3か月延長になったことによりまして、建物外部の足場や工事車両通路となる敷き鉄板が外せなかったということで、現場に入れなかったということから、工期を3月末までに延長したものであります。

除雪につきましては、こちら3月末までの完了が不安がありましたので、幾らでも12月中にできる分、舗装かけてほしいという、業者のほうにお願いをいたしました。1月、2月が雪が降らなかったのですけれども、12月はそれなりに雪が降って、除雪作業が出てきたと。1月、2月、天気がよくなるのが分かっていたら、そのときやればよかったのですけれども、それはちょっと見通せなかったということで、12月に除雪作業をさせて舗装をかけたということから、この金額、増額ということになりました。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） この残土捨て場整地、これ残土をよそに持っていけば、その運搬費がかかりますよね。当然、予算が上がりますよね。それをそこに置けば、整地がかかったとしても、くばる距離がなくなるし、下がるのではないですか。

それと、やはり行政でやったから積算基準もあろうかと思うけれども、努力するところをしないと。三十何億かけたりしていたって、予算を幾らでも出すからって何回でも上げているのだよ。でも、それでもならないと思うのだけれど。残土の場合は、間違いなく、ほかに投げるか、そこに置くものだものかけさねがベセ。安くなっていいのではないですか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

この工事の概要の中の残土捨て場整地の上に、土砂と運搬という内容がございますけれども、こちらは数量が減っております。議員おっしゃるとおり、当初、運搬キロ、4キロということで見ておりましたけれども、こちら、現場内の搬入ということで300メートルに減らしております。ですので、この更新については逆に減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第34号

○議長（附田俊仁君） 日程第21 議案第34号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第22 議案第35号

○議長(附田俊仁君) 日程第22 議案第35号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(澤田公勇君) これについてということ、関連的に聞きたいのですけれども、先ほどの議案の30号の中で、改正、一番下のほうにあったのですけれども、厚生労働省から国交省に名称変わりましたよね。その変わった理由と、それから、この工事についても、今後は扱いは国交省という形に置き換わるということになりますか。その辺を、ちょっと教えてもらえれば。

○議長(附田俊仁君) 上下水道課長。

○上下水道課長(町屋淳一君) お答えいたします。

まず、議案第30号については、水道事業に関する内容でございます。水道事業につきましては、これまで厚労省所管の事業として進めてきたわけですけれども、今般の法律の改正に伴いまして、水道事業については、今度は国交省管轄ということで、条例のほうの改正を提案させていただきました。

なお、議案の、関連しますけれども、34号、35号につきましては、下水道の処理施設に関する協定の変更ということですので、下水道に関しましては、もともと国交省所管ですので、変更はございません。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) 7番議員。

○7番（澤田公勇君） そうすると、確認事項にはなるのですけれども、小坂委員長と私、道路のほうに入っているのですけれども、そうすると、今後こういう要望事項が、水道関係で一つ増えてくるというふうな解釈でよろしいですか。その辺、町長どうでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

実は、県、国のほうからも、陳情に関しましては今度、国交省管轄になるということで通達のほうは来ておりまして、事前に、なかなか自由に入れれないということで、アポイントメントを行うようにということで通達のほうは来てございますので、今後、国交省管轄での陳情ということになるかと思えます。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第23 議案第36号

○議長（附田俊仁君） 日程第23 議案第36号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 4ページの、9教育振興（3）計画の中に、天間林中学校・七戸中学校地下タンク改修事業とあるのですけれども、まず、両学校に地下タンクというのが、どういうものがあるのかというのと、天間林中学校は新たにできたばかりで、改修事業というの、ちょっと違和感があったのですけれども、その地下タンクについて伺います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

これは学校についている、いわゆる燃料を貯める地下タンクなのですけれども、これが、設置してから40年したら、使える使えないは別に、メンテナンスというか、もう更新してくださいというのが消防法の中であります。結構費用がかかるということから、過疎計画に載せて、場合によっては過疎債の適用も視野に入れながらということで、こういう形の名前で過疎計画に折り込んでいるということでございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（疋 清悦君） そうすると、天間林中学校に関しては、これは体育館を作ったときに設置していた地下タンクということの理解でいいですか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

校舎のほうは当然新しいので、あれですけれども、もともとの古いほうの体育館に併設しているほうのタンクということでございます。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 議案第37号

○議長（附田俊仁君） 日程第24 議案第37号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） 指定管理出すのに云々ではないのですけれども、PL法って分かりますよね。何か問題があったときには、消費者の方々が、どこに対しても、関係したところに対しても、訴えることができるという法律なのです。そのときに、これ指定管理したときには、町が指定管理して、南部縦貫がこれ取って受けたとするならば、責任は行

政が七戸町には一切なくなるのですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） その部分につきましては、町に責任もあります。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） そうすれば、今、うちのほうの会社でもそうなのですが、HACCPとかこの、先般の予算委員会的时候も話しました、そういう取り下げとか、いろいろな形が出てくるのです。でも、そういう形のもの、この契約の中には、そういう条項というのは入っているのですか。ただそのまま、責任があったときに、何かあったときには、消費者の方々、訴えやすいところを訴えていいのです。普通ならば、製造メーカーとか管理団体とか、けども関係すればどこ訴えてもいいのです。その対策とかそういうのは、条項はどうなっているのですか。逆に言うと、PL法の形さ、指定管理する、行政があったとすれば、行政そのものが入らなければならない、どうなっているのですか、その辺は。分からなかったら後でもいいです。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えします。

その細かい部分につきましては、ちょっとこちらでも調査して、どういう状況かというのを確認して、後ほど御説明いたします。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第25 議案第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第25 議案第1号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページから16ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、歳出に入ります。

17ページ、1款1項1目議会費から、23ページ、3款1項6目福祉センター管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、23ページ、3款2項1目児童福祉総務費から、28ページ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、28ページ、7款1項1目商工総務費から、32ページ、10款3項2目教育振興費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、33ページ10款4項1目社会教育総務費から、38ページ、13款2項11目森林環境譲与税基金費まで、発言を許します。

2番議員。

○2番(中野正章君) 38ページ、13款諸支出金、10の庁舎建設基金費1億5,000万、補正したいということですが、1億7,000万、ある意味この町の予算、決算の、まず皆さんの努力で、ある意味剰余金の、そのうちの1億5,000万をやりたいと。

昨日のアリーナでの説明でもあったわけですが、事実として、過去3年に10億円以上積み立てています。コロナで苦しんだ、我々町民が苦しみ、また、人口減少、少子化での社会不安、その中で町は3年で10億円以上積み立てています。今、1億7,000万のうち1億5,000万を、またこれに積み立てようとしています。私は、ちょっと偏りすぎではないかという気はします。どう思いますか。

○議長(附田俊仁君) 財政課長。

○財政課長(附田敬吾君) お答えします。

昨日もお答えしましたけれども、各事業にもそれなりに予算配分をして、事業を進めていて、そちらのほうをまず優先して、その剰余金と説明したらいいかあれですけれども、庁舎建設もまず必要ということで、庁舎建設の基金にも積立てと。

コロナに関しては、物価高騰もそうですけれども、今年度当初、県から五千数百万の交付金が来て、これもまだ商品券の寄附事業をやったのですけれども、そのときも一般財源から、町民は苦しんでいるということで、さらに上乘せして、県の交付金だけでいくと、1人当たりの商品券が3,000円が相当でしたけれども、實際上困っているということで5,000万程度、財政調整基金繰入れして、町民に交付しています。

まず、必要なところは必要なところで、町民のほうにも交付しています。それで残った部分を基金に積立てということで、併せて、今後これからのことも、どういうことがある

か分かりませんので、財政調整基金にも積み立てをして、今後の災害とか、そちらのほうにも備えたいと思って考えております。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） やはり町民には様々な意見があって、行政サイドのそういうのも理解できるとしながらも、思い切った対策というのがあまり見えないような気がします。

例えば、出産祝い金200万あげたらいがべと言った人がいました。それから、町に住宅を建てる人には、用地を無償でだけだいいのではないかと、そういう人もいました。ある意味、この1億なり何千万でもあれば、そういう思い切ったのもできるかなとは思いますが。答弁はいりません。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 今回の件に関してですけれども、この建設基金というのが、ほかで何かあった場合に、そちらに使ってもいいけれども、貸すような感じで戻さなければならぬということと、特に、目的を限定した基金にすると、何か金利で有利になるということもないということです。かえって財政的には柔軟性を落とすことになるので、基金は基金でも、何にでも使える基金のほうであれば、私は賛成です。

中野議員も言ったみたいに、思い切った、ここに基金積むぐらいであれば、もっといろいろなところに手厚く予算をつけて事業を実施したらよかったのではないかという点については私も同意見で、例えば、農業の後継者がいないという話もしましたが、農業予算で、特に新規なり新たに農業を始める人に対しては、国のいろいろな補助金だけでは不十分なところを、町が手厚くやるからといった場合に、遊休農地というか、空いている農地を紹介しきれないくらい、ほかからわっと農業やりたい人が七戸町に来るという状況にもなりません。

今までの予算から見れば十分やっているという行政側の認識でしょうけれども、実際、新規就農、私のところに研修に来る人も、ほぼない状態になってきているのを考えると、今までの事業なり予算規模でいくと、今のまま減り続けるのはもう目に見えている、そこを抑えようと思えばそこに予算かけなければならないと思いますし、子供が生まれたら200万というのも、日本で一番子育て支援が充実している大分県の豊後高田市、第4子以降かな、200万、第5子以降はもう200万出すと。もう167項目、全部無料だ、むしろ子供に係るので、自分の財布から出すのが何あるのだというくらいのところもあるので、私はこの基金の積み方にはちょっと不満を感じています。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

今までの庁舎建設における事務の進行に関して、基金も同じです。これに関しては、確かな定例会、議会の日時とか日にちは、ちょっと資料持ってきていませんけれども、荒熊

内の建設計画とか説明の中でも、将来的に庁舎建設を荒熊内にとなったときに、議員の皆さんから、それであれば基金をつくってやっていったらどうですかと。そこで初めて町長の答弁で、では分かりましたということで、庁舎建設基金をつくりますと。その後、今度は庁舎建設基金の設置条例も、そこで皆さんに提案してまず可決されて、それから基金を積んでおります。

そこでもう一つが、何かあったときに、そちらのほうに使えるようになれば、そのときはそのときで、皆さんにまた単行案で提案をして、そちらのほうに回さなければならないときは、そのときはそのときで皆さんのほうに説明して、そちらのほうに流用するということになるかと思えます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 何年前にそういった基金、議会でも庁舎建設するのであれば基金積んだほうがいいのではないかという、そのときに各議員が持ち得る情報の下に、それがよかろうと思ったのが、やはりそこから1年、2年、いろいろな状況が目に見えてきた中で、その当時の判断が最適で、今もやはり、あのときの判断はよかったかなという、またそうではないといったときに、これをなくしろという意味ではなくて、とりあえず積まないで置くという、とりあえず一旦そこでやめて置くという方法もあると思うのです。1億5,000万ではなく、とりあえずここゼロにしておく。もっとほかに使いやすい基金にしておくという方法もあると思えます。

ですから、過ちを改めるにはばかりということなかりけりという、そのときそのときでベストを考えてそれがいいと思ったのが、2年、3年たってその判断が、その後もベストだということにもならないと思うので、私はやはりその都度、いろいろな状況を踏まえて、その都度判断して、必要があれば変えてもいいと思っています。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） つくづく世の中変わったなど。実はアリーナ建設のときに、おい財政大丈夫なのかと、私も心配しました。それをようやく乗り切りました。いろいろな節約をしながら。今、実はこの庁舎まで私がやるとは思わなかったのですけれども、今、こういうスケジュールでやっていますので、当然そうなってくれば、庁舎建設には補助金はないと。ですから、ある程度の自前の資金の確保というのは、これは大事だというふうに思っています。

必要にして十分とは言わないまでも、必要な施策についてはいろいろな予算をまず出してきました。思い切ったどうのこうのと言いますけれども、よそにないようなものも、例えば、佐々木議員の、よそからの住宅関係でも、いろいろ補助金をつけてまいりました。それから、七高でも5年間で約10億円近い投資です。あの学校がなければ、町が落ち込むと。ですから結構な、いわゆるそういう予算の投入というのをしてきました。幸い、皆

さんの協力によって、これだけの財政的な余裕ができてきたというふうに思っています。

しからば、では今度は何をやるのか。当然、農業振興、これは地域計画で、恐らく誰が担うか、これが決まることによって、そこに町としての公金の投入と、これは当然あってくるだろうと思いますし、よそから来たいなと思えるぐらいの、これは投資はしなければならないと思っています。

ですから、今たまたまこれだけのものは積み上がったのですけれども、これがいつどうなるのか、私、合併時点ではほとんど基金もないと。災害が起きれば何で払うのという、そういう心配したことがあります。ですから今は、ある程度は何があっても盤石とまではいなくても大丈夫かなというふうに思っていますので。たまたま今回、こういう基金の積立てというのを行いますけれども、何かあればこれが別なほうに利用できるというのは、これはもう間違いのないことでありますので、そこら辺り、やはり大きい意味で理解していただきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 我々は、議員というのはチェックする立場、それはいいんだけど、ただ、9番議員の方も、あなたが議会改革委員長なのですよ。

でも、我々この庁舎建てる、アリーナ今度建てる時、あそこの畜協用地を買うときからスタートしているのだよ。そのときあなたも賛成した。それで今度、庁舎建設のとき、確かにおらんどから話したのは、このままで大丈夫かと。その辺りでいちばん何したのは、2番の議員の中野議員だけが、いやだめだと反対した。あとは全員賛成だった。その形の中で、土地を買って庁舎も建てる、だけれども、基金も積まなきゃならないから積み立てしていくべしという形でやった。

確かにあなたが言うように、いつまでも過去10年前でもしゃべったすけ、それで全て保護するものではないけれども、せめても行政側の我々は、そのチェックする、指摘するのはいいのです。だけれどもそのときって、今年か来年で、1年か2年で提案するのをごろごろ変わったんだったら、やってくれるようなものではないのです。逆にすればそれだけ、そのことも、細部のこの調整するのは構わないのです。私はそう思います。そうじゃないと、行政が毎日日々、町長が変わろうが、課長とかがやめて定年退職になろうが、ずっと続いていくのです、行政も政治でも。そのときに、この次、俺は知らない、あのとき俺は覚えたって、それでもならないのです。

せめてもこの、先般も今の予算編成にあたって、何が目玉だのよという話しているけれども、それは足りないのはいっぱいあります。幾らでも予算あれば、幾らでもできるのです。けれど、そうもいかない。でも、それでも先ほど町長が話したように、なかなか県立高校に町の予算を、1億、五、六千万も出すのも、こういうのも一つ思い切ったものです。また過去においては、給食費無料だって一番先にやったでしょう。だから、いろいろなも評価するところは評価して、足りないところは話してもいい。文句つければいいと思う。ただ、自分達が話したことに對して責任持たなければ。私からはじめ。今年話し

て、来年になったら気が変わった、私はバージョンアップした、それはないでしょう。答弁ありません。

○議長（附田俊仁君） ほかに、ございますか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかに、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） 先ほども言ったわけですが、私は、この過去3年の10億円の是非を言ってはいませんし、この基金に積み立てるという行為自体を、その是非を言うつもりはありません。

ただ、今の町民の現状、人口減少、少子化による社会不安や物価高騰による生活苦、そういう中であえいでいる。そして、過去3年で10億円以上積んだという事実。これを考えたときに、今の1.7億円のうちの1.5億円をこれに積むことに反対します。

結局、別な基金とし、次年度以降の思い切った少子化対策、人口減少対策に使うべきではないか。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 賛成者の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） ほかに、反対の意見ございますか。

9番議員、発言を許します。

○9番（呷 清悦君） 昨年6月の定例会以降、私がこだわってきたこの庁舎に関して、今回基金について、先ほども私の意見を述べました。

そもそも新庁舎を建設しなければならないというのは、現在ある庁舎含めて、公共施設で庁舎の機能を持たせることができないのか、我慢して使うことができないのかということとを徹底的に議論した上で、やはり新庁舎、最低限これぐらいは新たに建てる必要がある

というのがはっきりしてから新庁舎は計画するべきですけれども、その一番最初のスタートのところが全くなされていなくて、今、私があればこれ検証したら、まだまだ使えるような庁舎、十分面積的にも余裕がある。そういう中で、町民及び議員に対しての情報提供が不十分なままで進んできたなと思っています。

これまでの一般質問と今まで私が発言したことを、一貫性を持たせる意味でも、この科目として庁舎建設基金を残しておくことには、そこまで反対するわけではありません。とりあえず積み立てるお金があれば、少子化対策なり農業対策なり、まだまだ思い切ってやっても届かないぐらいだと思っていますので、そういった意味で、庁舎建設基金が含まれているこの補正予算案には反対いたします。

○議長（附田俊仁君） ほかに、討論ありますか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかに、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） 御着席ください。

起立多数です。

したがって、本議案第12号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほど私の発言の中で、議案第12号という発言がございましたが、先ほど可決されたものは議案第1号でございましたので、訂正しておわび申し上げます。

先ほど答弁漏れのあった部分で回答がございますので、まずは農林課長から。

農林課長。

○農林課長（原子保幸君） 先ほどの議案第37号の部分で、PL法の関係で、町の責任はということに対してお答えいたします。

契約の中には、法令等の順守という部分が含まれてございまして、HACCPに対応した、しっかりした対応をしてくださいという契約を盛り込んでございますが、それでもな

おかつ何かの事件が起きて訴えられるということは、もちろん町のほうも想定されております。そのときはその対応ということで、法に基づいて、町のほうでかけている保険で対応ということで進めてございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 次に、総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えいたします。

先ほどの勤勉手当に関わる支給ということでございますけれども、いわゆる職員の勤務成績に応じて、規則で定める支給される手当であるということでありまして、具体的に申しますと成績率、これは人事評価による勤務状況と、期間中の出勤状況ですね、病気休暇等を除く勤務状況、30日を超えてからになりますと、病気等で出勤されないと成績率は下がるというような状況でございます。

以上であります。

○議長（附田俊仁君） これに対する質疑は、ございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の総務課長の答弁に関して。

そうしますと、当面、いろいろ事務的に精査する段階ですね、一時的にまとめる調査して、その課といいますか、値する場所はどこですか。最終的には町長が判断すると思うのですけれども。その程度のことで、お伺いします。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） この手当の、その勤務状況、取りまとめ等については総務課で行っておりまして。人事評価の取りまとめも総務課で行っております。

以上であります。

○議長（附田俊仁君） では、議事を進行いたします。

---

#### ○日程第26 議案第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第26 議案第2号令和5年度 七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第27 議案第3号

○議長(附田俊仁君) 日程第27 議案第3号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第28 議案第4号

○議長(附田俊仁君) 日程第28 議案第4号令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第29 議案第5号

○議長(附田俊仁君) 日程第29 議案第5号令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第30 議案第6号

○議長(附田俊仁君) 日程第30 議案第6号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第31 議案第7号

○議長(附田俊仁君) 日程第31 議案第7号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第32 議案第8号

○議長(附田俊仁君) 日程第32 議案第8号令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第33 議案第9号から議案第16号まで

○議長(附田俊仁君) 日程第33 議案第9号令和6年度七戸町一般会計予算から議案第16号令和6年度七戸町下水道事業会計予算までの予算案8件を一括議題とします。

本件8件については、去る3月1日の本会議において、予算審査特別委員長に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長の下に提出されております。

予算審査特別委員長より、審査の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長(澤田公勇君) 予算審査の報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました。

議案第9号令和6年度七戸町一般会計予算から議案第16号令和6年度七戸町下水道事業会計予算までの8議案について、3月6日と3月7日、2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で賛同いただきますようお願い申し上げます。審査委員長の報告といたします。

○議長(附田俊仁君) これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第9号令和6年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。  
お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。  
お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和6年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。  
お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和6年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和6年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和6年度七戸町下水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第34 諮問第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第34 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

### ○日程第35 諮問第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第35 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時48分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

### ○追加日程について

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

追加議案1件が提出されましたので、本日、議会運営委員会において、追加することと  
決定いたしました。が、議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案1件については、本日の議事日程に追加することに決定いた  
しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

○追加日程第1 議案第38号

○議長（附田俊仁君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

追加日程第1 追加提出の議案第38号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第13号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいまは、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございます。

また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第38号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第13号）については、歳入歳出予算の総額に1,546万円を追加し、予算の総額を129億8,914万円とするものです。

歳入は、国庫支出金に1,546万円を追加し、歳出は、民生費に1,546万円を追加するものです。

今回の補正は、令和6年2月29日付で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示を受け、歳入歳出を増額するものでありますが、2月19日議会運営委員会に間に合わず、追加提案するものであります。

以上、1議案につきまして追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 議案第38号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○閉会宣告

○議長(附田俊仁君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回七戸町議会定例会を閉会いたします。

ここで、役職定年により、本定例会をもって議会への出席が最後となる職員より、一言御挨拶があります。

仁和総務課長。

○総務課長(仁和圭昭君) 課長職退任に当たりまして、皆様に一言御礼を申し上げたいと思います。

私、このたび役職定年制により、60歳を迎えた本年度をもちまして、課長職を退任ということになりました。したがって、本日の定例会をもって、皆様と一緒に議会に参加するというのは、今回が最後ということになりました。

平成27年度に課長職に就任いたしました。以来、建設課長を5年、上下水道課長を2年、そして現在の総務課長を2年と、課長職を計5年でありましたが、無事、その任を終えることができました。議員の皆様、また、町長はじめ職員の皆様におかれましては、これまでのお力添え、本当にありがとうございました。

顧みますと、この課長職の9年間でありまして、行政業務に、そして議会に携わってまいりましたが、私なりに最善の努力をしてみたいつもりでございますけれども、力及ばざる面も多く、皆様の期待に沿うような結果を成し得なかったことを、今さらのごとく反省している次第でございます。にもかかわらず、この間、皆様からは力強い御支援を終始していただきました。この場をお借りしまして、皆様の御厚意に対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。これまで本当にありがとうございました。

○議長(附田俊仁君) 以上となります。

それでは、皆さんお疲れさまでございました。

閉会 午前11時53分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年3月8日

上北郡七戸町議会 議 長

議 員

議 員

